

**(仮称)復興道路フェスタ  
企画運営等業務**

**業 務 仕 様 書**

**令和3年6月  
岩 手 県**

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「（仮称）復興道路フェスタ企画運営等業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様等を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

## 本業務に関する留意事項

### 1 業務名称

（仮称）復興道路フェスタ企画運営等業務

### 2 本業務の目的

- (1) 東日本大震災津波からの復興のリーディングプロジェクトとして、かつてないスピードで整備が進められている復興道路の令和3年内全線開通に向けて、飛躍的な時間短縮効果等を、県内外へ発信することで利活用の促進を図り、コロナ禍で減少した観光客入れ込み数の回復等に繋げるもの。

なお、復興道路とは以下の路線を示す。

路線名	県内延長	開通時期	時間短縮効果例 (震災前⇒復興道路開通後)
三陸沿岸道路	213km	令和3年内予定	仙台市～八戸市 3時間10分短縮 (7時間35分⇒4時間25分)
東北横断自動車道 釜石秋田線	80km	平成31年3月 全線開通済	花巻市～釜石市 25分短縮 (1時間30分⇒1時間5分)
宮古盛岡横断道路	66km	令和3年3月 全線開通済	盛岡市～宮古市 30分短縮 (1時間45分⇒1時間15分)

※ 復興道路の現在の開通状況等の概要は、以下 URL の「岩手県の復興道路」を参照とすること。

<https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/douro/genkyou/1009673.html>

### 3 委託期間

契約締結の日から令和3年10月29日(金)まで

### 4 予算額

4,161千円以内(税込)

### 5 本業務の内容

本業務の内容は、次のとおり。

## (仮称) 復興道路フェスタの企画・運営・管理

### ① 開催日

令和3年9月23日（木・祝）10：30～16：00（予定）

### ② 会場（2箇所同時開催）

- ・ イーストピア宮古（多目的ホールほか）
- ・ 宮古駅前広場

### ③ 業務内容

（仮称）復興道路フェスタの開催に向けての企画・調整及び当日の運営・管理を行うこと。（詳細は「別紙」のとおり）

## 6 留意事項

- (1) 事業が完了した時は、速やかに事業完了報告書（別途様式を指定）を作成し、関係書類（別途指示する。）を添えて県へ提出すること。
- (2) 受託者は、委託業務を誠実に遂行するものとし、本業務の準備あるいは実施に際して、随時、県と協議すること。
- (3) 契約に際しては、企画提案の内容及びその後の協議に応じて仕様を変更することがあること。

## 7 契約に関する条件等

- (1) 再委託等の制限
  - ① 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
  - ② 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託先に対する管理方法等必要事項を実行委員会に対して書面で報告しなければならない。
- (2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求
  - ① 県は、本業務の履行につき、著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
  - ② 県は、(1)②により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
  - ③ 受託者は、①あるいは②による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、実行委員会に対して書面で提出しなければならない。
- (3) 機密の保持  
受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。
- (4) 個人情報の保護  
受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年10月1日岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。

(仮称) 復興道路フェスタの企画・運営・管理

1 (仮称) 復興道路フェスタの実施概要

(1) 開催日

令和3年9月23日(木・祝) 10:30~16:00(予定)

(2) 会場

① 室内イベント(イーストピア宮古 多目的ホール等) 13:00~

※ 多目的ホールは、180名収容施設のうち90名参集予定

② 屋外イベント(宮古駅前広場) 10:30~

※ 実施にあたり、以下の期間にて県が施設を予約済み。会場使用料は各施設無料。

- ・ イーストピア宮古多目的ホール: 9月22日(水) 17時~9月23日(木) 17時
- ・ 宮古駅前広場: 9月22日(水) 10時~9月23日(木) 17時

(3) イベントのコンセプト

① 室内イベント

復興道路による飛躍的な時間短縮効果等を著名人の発信力及び様々な広報媒体等を活用し県内外へ広く周知することで復興道路の利用促進を図る。

② 屋外イベント

復興道路開通効果の周知と併せ、復興道路沿線の「うまいもの」を紹介し、来場客にもリピーターとして復興道路の活用を促すもの。

(4) 実施内容

隣接する上記2つの会場で復興道路全線開通を祝う一体感のあるイベントとするもの。

① 室内イベント

地元の市民劇や合唱団によるセレモニーや特別ゲストである著名人等を交えたトークショー等

② 屋外イベント

郷土芸能等によるオープニングセレモニー、復興道路沿線のゆるキャラ集合、物販(復興道路沿線のうまいもの市)のイベント等

イベントへ出演者として、地元団体「みやこ市民劇ファクトリー」(室内予定)と「山口太鼓の会」(室外予定)に対しては県において出演調整中。(費用は別途計上予定)

2 本業務内容

(1) 準備段階

① イベントの企画・運営計画の作成

隣接する室内(イーストピア宮古多目的ホール)と屋外(宮古駅前広場)で開催する当イベントについて、県との協議を踏まえ、各々の会場における実施内容等を以下のとおり検討するとともに、これらを一体的に行う運営計画書を作成するもの。

なお、イベントの具体的内容は契約後に県と協議した上で決定するものとする。

ア 室内イベント

- ・ イベント内容の検討
- ・ 会場レイアウトの作成  
(音響照明設備は施設備え付けの機器による対応を予定。)
- ・ タイムスケジュールの作成
- ・ 特別ゲストの招聘(選定、出演交渉、必要経費の支払い)  
(過去に復興支援に関わったことのある人物や本県にゆかりがあり集客力の高い人物を選定の上、事前に県に協議し承諾を得ること。)
- ・ 室内イベント状況を屋外イベント会場で中継するための計画や機器の準備

## イ 屋外イベント

- ・ 物販を中心としたイベント内容の検討（ステージイベント含む）と会場レイアウトの作成
- ※ 復興道路の開通を祝う活気あるイベントをイメージしたレイアウトやディスプレイを工夫すること。
- ※ 使用可能な会場の範囲は、別添「屋外イベント会場エリアイメージ」のとおり。
- ・ 物販ブースの出店者の選定、交渉等

### ○物販ブースに係る留意事項

- ・ 物販ブースについては、6者程度を想定しており、県内産品（特に三陸）の食材・特産品等について積極的に企画した上で、出店者の選定・出展交渉等を行うこととし、同意した出店者に対しブース設営等、出店に必要な情報提供を行う。
- ・ 飲食ブースは設けないこととし、持ち帰りによる飲食が可能な食材・特産品等を基本とすること。
- ・ アルコール類の販売・提供は認めない。
- ・ 会場地を所管する消防署への許可申請、保健所への臨時営業許可、食品営業許可申請等のイベント実施に必要な諸手続き、及び手数料の納入等について代行すること。
- ・ 物販ブースにおける売り上げ実績を取りまとめること。

- ・ タイムスケジュールの作成
- ・ 室内イベント会場を中継する大型モニターや音響機材は本業務外で準備予定。
- ・ 物販ブースのほか復興道路紹介ブースを1つ配置予定。（いずれのブース設営・撤去も本業務対象外）

## ② 広報媒体の作成

- ・ イベントを周知する以下の広報媒体を作成する。
- ・ デザインに当たり、可能な範囲で復興道路の情報を盛り込み、その利活用の促進を図ること。

媒体	規格	数量	納品先
チラシ	A4サイズ、4/1cカラー・モノクロ	3,000部	県土整備部 道路建設課
ポスター	B2サイズ、4/0cカラー	100部	
装飾資材	会場の設営にあたり準備するもの。	1式	イベント会場 へ持ち込み
看板	内容は発注者と協議して決定。	1式	

- ・ なお、イベントの開催に向けたプレスリリース、参加申し込みの受付処理、チラシの配布やポスターの掲示は県の対応を予定している。

## ③ その他

- ・ 岩手県が定めるガイドライン等に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に係る計画及び自然災害、事件や事故等の発生に対応するための危機管理マニュアルを作成すること。
- ・ 来場者の怪我や事故等が発生した場合や悪天候等により設置物の撤去・再設営が発生した場合に備え、イベント全体に係る補償対策を講ずること。
- ※ 本催事中に発生した事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負い、県に発生原因及び経過を速やかに報告し、県の指示に従うこと。
- ・ 当日の来客者の駐車場確保に係る調整等は県による対応を予定。

## (2) イベント開催時の対応

イベントの全体に係る総合管理及び運営を行うこと。

### ① 室内イベント

- ・ 特別ゲストの出演に係る調整
- ・ 会場の設営、撤去
- ・ 司会及びイベントの進行管理

### ② 屋外イベント

- ・ 会場の設営、撤去（看板等）  
（物販ブースのテント設営・撤去は本業務の対象外）
- ・ 司会及びイベントの進行管理

### ③ 留意事項

- ・ 司会者は、イベントでの司会業務経験が豊富で会場を盛り上げることのできる者とし、業務経験が把握できる書類を事前に県へ提出し承諾を得ること。また、室内イベントの司会は、本県知事と共演したことがある人物などが望ましい。
- ・ 岩手県が定めるガイドライン等に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策の具体的な対応内容は、県と協議の上決定することとし、必要が認められたものに限り、設計変更協議の対象とする。
- ・ 来場者が容易に会場内配置を把握できるよう、表示を行うこと。
- ・ 実施に必要な備品及び消耗品の調達を行うこと。
- ・ 必要に応じて来場者に対する医療救護を行うこと。

## (3) 記録

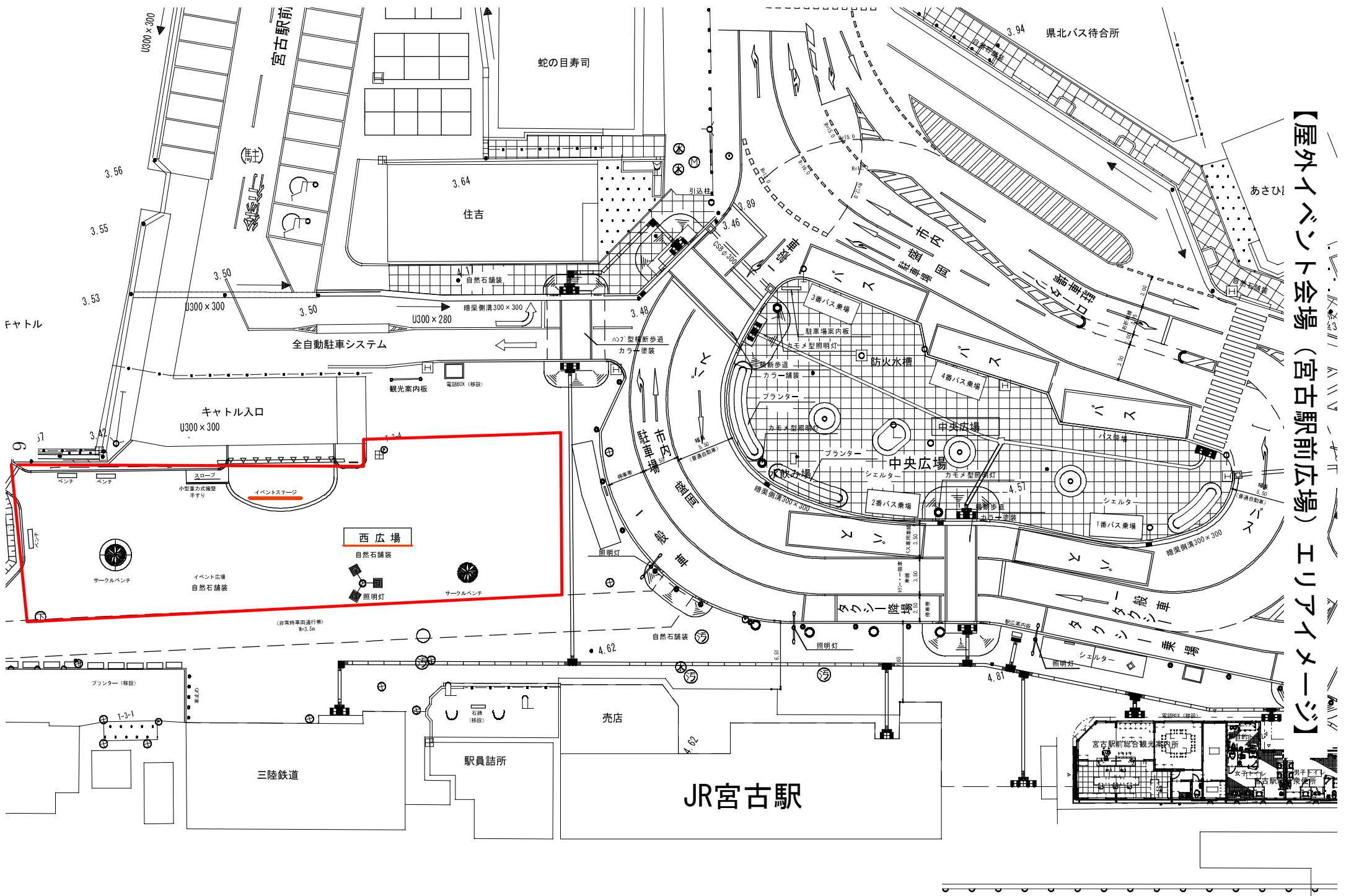
県の指示により、本業務の実施状況について、広報・記録用の写真を撮影すること。

## (4) 関係団体との調整

実施に際して必要となる会場管理者ほか関係団体等との調整を行うこと。

以上に掲げる業務のほか、本催事の実施に関し必要な業務を行うこと。

【屋外イベント会場（宮古駅前広場）エリアイメージ】



※ 駅前広場管理者との協議によりエリアは一部変更となる可能性もあります。